

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス  
(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年8月28日

東日本高速道路株式会社関東支社

支社長 千田 洋一

◎調達機関番号 417 ◎所在地番号 11

## 1 業務概要

(1) 品目分類番号 42

(2) 業務名

東関東自動車道 検見川・真砂スマートIC詳細  
設計

(3) 業務箇所

(自) 千葉県 千葉市 美浜区真砂

(至) 千葉県 千葉市 美浜区真砂

(4) 業務内容

本業務は、検見川・真砂スマートICの建設に  
あたり、必要な詳細設計を行うものである。

(5) 概算数量

連絡等施設設計 S I C 設計	0.65 k m
附帯工設計	一式
舗装設計	一式
標識設計	一式
維持修繕設計 遮音壁設計	一式
道路設計 A	0.89 k m
工事発注用数量表作成	一式

(6) 履行期間

契約保証取得の日の翌日から 630 日間

## 2 参加資格

(1) 東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則  
第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 東日本高速道路株式会社の令和5・6年度調査  
等競争参加有資格者のうち、「道路設計」の認定  
を受けている者であること。

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てが  
なされている者、または民事再生法に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の  
再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 審査基準日（下記5(3).に示す「参加表明  
書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）か  
ら契約の相手方と決定する日までの期間（期首及  
び期末の日を含む）において、東日本高速道路株  
式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18  
年8月7日東高契第269号）に基づき、「地域3」  
において競争参加資格停止を受けていないこと。  
(5) 平成20年度以降に元請として完成及び引渡し  
が完了した同種業務の実績を有すること。

(6) 平成20年度以降に元請として完成及び引渡し  
が完了した同種業務の実績を有する管理技術者及  
び照査技術者を当該業務に配置できること。

(7) 次に掲げる資格を満たす管理技術者及び照査  
技術者を、本件業務に配置できること。なお、外  
国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達  
協定締約国その他建設市場が開放的であると認め  
られる国等の企業に所属する技術者に限る）につ  
いては、あらかじめ下記に示す資格相当の国土交  
通大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受け  
ている必要がある。また、当該業者が競争参加資  
格の認定を受けるためには、技術提案書の提出期  
間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写し  
を提出しなければならない。

(a) 技術士【総合技術監理部門（建設一道路・土  
質及び基礎・鋼構造及びコンクリート・都市及び  
地方計画・トンネル・施工計画、施工設備及び積  
算）】のいずれかの資格を有し技術士法による登  
録を行っている者。

(b) 技術士【建設部門（道路・土質及び基礎・鋼  
構造及びコンクリート・都市及び地方都市・トン  
ネル・施工計画、施工設備及び積算）】のいずれ  
かの資格を有し技術士法による登録を行っている  
者。

(c) RCCM（道路部門）または（土質及び基礎部門）  
の資格を有し、RCCM資格制度規定による登録を行  
っている者。

(d) 土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者（いずれも交通分野）】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。

(8) 審査基準日において、管理技術者の手持ち業務量が契約金額500万円以上の業務の合計額が4億円未満かつ件数が10件未満である者。なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務<sup>(※)</sup>がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。また、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が2億円未満かつ件数が5件未満である者。

(※) 業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

(9) 当該業務に係る施工（調査等）管理業務の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(10) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

### 3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 当該業務実施体制（再委任若しくは委任の内容）の妥当性
- (2) 企業の経験及び能力
- (3) 配置予定管理技術者の経験及び能力

### 4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (2) 配置予定照査技術者の経験及び能力
- (3) 業務への取り組み姿勢  
業務理解度、実施手順、その他（重要事項の指摘、有益な代替案）
- (4) 特定テーマに対する技術提案（的確性・実現性・独創性）

- ・ 狭隘な施工箇所及び隣接する一般道への工事中の安全対策を考慮した設計上の留意点
- ・ 工事期間中における地域の住環境を考慮した設計上の留意点

### (5) 参考見積

提案内容と見積内容の整合性

### 5 手続等

#### (1) 担当部署

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 東日本高速道路株式会社関東支社  
技術部 調達契約課 山田 良太  
電話048-631-0309

#### (2) 契約図書の交付期間及び方法

- ① 交付期間 令和5年8月28日(月)から  
令和5年9月11日(月)まで
- ② 交付方法 当社ホームページに掲載する

#### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和5年9月11日(月)16時まで
- ② 提出場所 上記(1)に同じ
- ③ 提出方法 電子入札システム

#### (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和5年11月2日(木)16時まで
- ② 提出場所 上記(1)に同じ
- ③ 提出方法 上記(3)③に同じ

### 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証 要
- (3) 見積活用方式の有無 有
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 前金払の有無 有
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5(1)に同じ。
- (7) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (8) 詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。

## 7. Summary

- (1) Subject matter of the contract: Detailed design work of Kemigawa-Masago Smart Interchange of HIGASHI-KANTO Expressway
- (2) Time limit to express interests:  
4:00 P.M. 11 September 2023
- (3) Time limit for the submission of proposals: 4:00 P.M. 2 November 2023
- (4) Official in charge of the contract of the procuring entity : Chida Yoichi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
- (5) Classification of the services to be procured : 42
- (6) The language used for application and inquiry shall be Japanese.
- (7) The contact point for documentation relating to the proposal: Yamada Ryota, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1-11-20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330-0854, Japan  
TEL : 048-631-0309